

令和7年7月10日

第25回水俣市農業委員会

第25回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和7年7月10日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 10時15分
- 3 出席委員

農業委員	14名	1番 坂本 隆司 君	8番 西本 和代 君
		2番 竹下 正治 君	9番 戸次 治夫 君
		3番 中村 清治 君	10番 稲田 祐市 君
		4番 金田一充章 君	11番 廣島 康雄 君
		5番 洲上 正嗣 君	12番 前田 仁 君
		6番 寒川 勝 君	13番 山下 隆敏 君
		7番 山内 英明 君	14番 鬼塚 浩三 君
推進委員	13名	16番 蒔元 政廣 君	22番 池田 郁雄 君
		17番 竹本 義幸 君	23番 松本 公昭 君
		18番 嶋田 一成 君	24番 森下 義孝 君
		19番 岡本 成道 君	25番 坂口 新一 君
		20番 中村 幸充 君	26番 山口 初憲 君
		21番 鐘ヶ江鼓子 君	27番 古里 君廣 君
			28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員

農業委員	0名
推進委員	1名
	15番 宮森 功房 君
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選出
 - 第2
 - 議題78号 非農地証明書交付について
 - 議題79号 農地法第3条の許可申請について
 - 議題80号 農用地利用集積等促進計画の申出について
 - 議題81号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 6 農業委員会事務局

局 長	山村 良一
主 幹	遠山 悦史
主 任	山本 千夏
主 任	竹下 侑志

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第２５回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１４名です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、１１番、廣島委員、１２番、前田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１３名です。 欠席者は、１５番、宮森委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、１０番、稲田委員にお願いします。
１０番委員 (稲田祐市君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（１）合意解約について、でございます。 議案書は、１ページになります。 ３件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、１番、２番が、当該農地の土地所有権を変更するため。 ３番、当該農地を譲渡するため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、２ページから３ページをご覧ください。 なお、１番と２番については、当該農地をそれぞれの貸人同士が交換し、３番については、貸人、借人の間で所有権移転する予定で、後ほど議第８０号において、ご審議いただくことになっております。 次に、報告事項（２）許可不要転用について、でございます。 議案書は、４ページになります。 １件でございます。 届出人、土地の所在、地目は、記載のとおりでございます。 １筆です。 面積、及び転用面積は、記載のとおりです。 理由は、記載のとおり、「本農地の裏手に所在する農地への不可欠な進入路のための農業用道路」のためでございます。 場所については、５ページをご覧ください。

	6 ページには、計画図を添付しています。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第 7 8 号、非農地証明書交付について、を議題といたします。 私が担当ですので、私から説明します。
1 番委員 (坂本隆司君)	8 ページをご覧ください。 議第 7 8 号、非農地証明書交付の 1 番について、説明いたします。 申請人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 2 筆あります。 地目、台帳は畑、現況は山林です。 面積は、2 筆合わせて、1, 3 9 2 m²。 申請地は、9 ページをご覧ください。 7 日に、現地調査を行いました。 事務局 2 名、申請人の息子さんと私達の 5 名で行いました。 申請地の状況は、1 0、1 1 ページに載っています。 道から急勾配になっていて、農機具も上がれず、手作業なので、 荒れてしまっている状態です。 手前のほうは、急傾斜になっていません。 隣に樫の木を植えてある状態です。 南向きで、日照時間も関係のない所なので、そのまま非農地にしても問題ないと思っています。 申請人もこちらにおられず、管理できないような状態なので、これを再生しても何もできません。 この間に 2 筆ありますが、山林化していますので、周りに影響はないと思います。 従いまして、農地法第 2 条の規定により、農地に該当しないと思われるので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 7 8 号、非農地証明書交付について、は証明書を交付することとしてよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	御異議もないようですので、議第 7 8 号、非農地証明書交付について、は農地法第 2 条第 1 項の農地には、該当しないため、証明書を交付することに決定します。 次に移ります。 議題 7 9 号、農地法第 3 条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
7 番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7 番、山内委員をお願いします。
7 番委員	農地法第 3 条の許可申請 1 番、2 番について、説明いたします。 先程、事務局より説明がありました件です。 簡単に言えば、1 番と 2 番の持ち主と地主が、土地を交換する、ということです。 譲渡人、譲受人は、議案書の 1 3 ページに記載のとおりです。 1 番の申請地の土地の所在は、記載のとおりです。 面積が、1, 3 7 7 m²となっています。 譲受人の状況につきましては、譲受人と妻の 2 人で農業に従事されています。 耕作面積は、1 5, 2 4 5 m²、借入地は 3, 6 4 0 m²となっています。 全て耕作されています。 耕作従事日数は、譲受人は年間 3 0 0 日、妻は 2 0 0 日です。 次に、2 番の申請人の土地の所在は記載のとおりで、面積は、1, 2 3 5 m²となっています。 譲受人の状況については、譲受人と妻の 2 人で、農業に従事されています。 耕作面積は 2, 1 6 6 m²となっていて、従事日数は、譲受人が年間 1 5 0 日で、妻が 1 0 0 日です。 申請地は、1 5 ページをご覧ください。 1 番と 2 番を交換し、一緒にまとめたいとのことです。 1 番の隣に空地が 2 筆ありますが、そこも同じ人の所有になりますので、土地をまとめたいということで、申請になっています。 従いまして、1 番の土地と 2 番の土地の所有権移転に、周辺の農地の農業上の効率的、且つ、総合的な利用の各号に支障はございません。 従いまして、農地法 3 条の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程お願いいたします。
1 3 番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議 長	はい、1 3 番、山下委員をお願いします。

1 3 番委員	議第 7 9 号、農地法第 3 条許可申請について、3 番を説明いたします。 譲渡人、譲受人は、議案書 1 3 ページ、3 番に記載のとおりです。 申請地の所在は記載のとおり、面積は 3, 1 5 4 m²となっています。 地目は、台帳現況共に畑です。 先程、事務局から説明がありましたように、5 月に合意解約された所です。 譲受人の状況につきましては、譲受人と妻の 2 人で、農業に従事されており、自作地が 9, 9 0 0 m²となっており、全て耕作されています。 譲受人は、専業農家で、年間 3 0 0 日以上従事され、妻はパートをされていますので、年間 1 0 0 日ほど従事されているそうです。 申請地は、1 6 ページをご覧ください。 7 月 8 日に、森下推進委員、譲受人と事務局と私の 4 人で、現地調査を行いました。 周辺の土地利用状況等を確認し、周辺は畑と水田となっていますので、周辺農地の農業上の効率的、且つ、総合的な利用の各号に支障はないものと考えられます。 また、通作距離も 1 km 以内です。 従いまして、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく願いいたします。
1 1 番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議 長	はい、1 1 番、廣島委員にお願いします。
1 1 番委員	農地法第 3 条許可申請につきまして、議案書 1 3 ページの 4 番です。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、2 8 9 m²です。 譲受人は、県外に住んでおられ、毎年、農地の調査では、耕作として評価しております。 申請理由は、譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり、現在の申請地が荒れないように、現在も譲受人の方が管理しておられます。 トマトやきゅうり、大根等を作付けしておられました。 申請地は 1 7 ページをご覧ください。 現地調査を、7 月 7 日に事務局 2 名、竹本推進委員、行政書士と私の 5 人で行いました。 農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	5 番については、私が担当ですので、私から説明します。

1 番委員	1 4 ページをご覧ください。 農地法第 3 条許可申請の 5 番について、説明いたします。 譲渡人、譲受人は、議案書の記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、8 2 8 m²。 譲受人は、県外に住んでおられます。 申請地は、1 8 ページをご覧ください。 登記簿の農地の所有者については登記簿に記載のとおりです。 県外に在住ですが、市内に家もあり、令和 3 年にリフォームされ、ほとんどこちらにおられます。 畑も綺麗に整備されています。 作物も少し植えてあるような状態です。 3 条の許可で問題ないと思います。 農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 7 9 号、農地法第 3 条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 7 9 号、農地法第 3 条の許可申請について、は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 8 0 号、農用地利用集積等促進計画の申出について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
6 番委員 (寒川 勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6 番、寒川委員をお願いします。
6 番委員	議第 8 0 号、農用地利用集積等促進計画の申出の新規 1 番です。 2 0 ページをご覧ください。

	熊本県農業公社を転貸人とし、貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は、1, 267㎡です。 始期終期は、令和7年8月1日から令和17年7月31日迄の10年間です。 利用目的は水稻で、利用権の種類は、使用貸借権です。 借賃は無償です。 申請地は、22ページをご覧ください。 転借人は、法人です。 経営面積は、借入地で、4, 846㎡となっています。 農業従事者は、14名と記載されていますが、実際作業されるのは、11名のようです。 この法人は、高齢で稲作が出来ない田や、土地の所有者が地元でない為、耕作できず、遊休農地になるような田を引き受けて水稻栽培をしています。 また、地元から、農作業を依頼され、実施しています。 地元には、なくてはならない法人だと思っています。 依って、農業中間管理事業の推進に係る、法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。
3番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、3番、中村委員にお願いします。
3番委員	農用地利用集積等促進計画の申出の新規の2番について、説明いたします。 議案書は、20ページをご覧ください。 熊本県農業公社を転貸人とし、貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在も、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田で、面積は2筆合計1, 103㎡です。 始期終期は、令和7年9月1日から令和12年8月31日迄の5年間です。 利用目的は、水稻で、利用権の種類は、賃借権です。 借賃は、全体で玄米60kgです。 転借人の経営面積は、自作地2, 928㎡。 借入地が、1, 810㎡で、農業従事者は、3名です。 転借人は、水稻栽培を行っており、この田でも水稻栽培を行うとの事です。 貸人は、女性一人で今まで管理をしておりましたが、これ以上管理できないということで、転借人に貸しますとのことでした。 申出地は、23ページをご覧ください。

	7月8日に現地調査を行いました。 既に稲が植えてありました。 依って、農業中間管理事業の推進に係る、法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。
9番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、9番、戸次委員にお願いします。
9番委員	農用地利用集積等促進計画の申出の新規3番を御説明します。 20ページの3番をご覧ください。 熊本県農業公社を転貸人とし、貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在も、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は、2,588㎡の内、1,840㎡です。 始期終期は、令和7年9月1日から令和12年8月31日迄の5年間です。 利用目的は、水稻です。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権となります。 転借人の経営状況は、自作地が8,332㎡で、従事者は2名、妻と2人でやっておられます。 自作地の中には、災害等で作る事が出来ない状況で、ほとんどが管理をしているだけの状況です。 貸人は、女性家族で、女性だけでは全部を耕作することが困難で、どなたか借手がいないかということで、前にこの会議で、どなたかいないかと申出をしましたが、転借人が借りるということで、今回決まったような状況です。 申出地は、24ページをご覧ください。 7月9日に、2人のところに行って話を聞いたところ、現在作付けし、貸人も借人も作っておられました。 依って、農業中間管理事業の推進に係る、法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9番委員	はい。

議 長	はい、戸次委員。
9 番委員	今のが、4 月 2 1 日に事務局のほうに申し出があった案件ですが、時間がかかり過ぎているのでは、と思います。 中間管理機構のほうには、もっとスムーズな決裁が出来ないものか、そこをお伺いしたい。 なぜそんなに長くなるのか。 短気な方は、もう作らないと言われる方もいるかもしれない。 実際、2 ヶ月以上もかかっている。 私が、4 月の会議の後に書類を持って行き、4 月 2 1 日に出されたような状況で、時間がかかり過ぎるんじゃないかなと思いますので、会長のほうから、もっとスムーズな決裁のお願いをしてもらいたいと思います。 要望です。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 8 0 号、農用地利用集積等促進計画の申出について、は承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 8 0 号、農用地利用集積等促進計画の申出について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第 8 1 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
	今日、お配りしました、議第 8 1 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。 議案書は 2 6 ページから 3 5 ページまでになります。 毎年、議案としてご説明しているものになります。 それでは、主なものについて、順に、説明させていただきます。 まず、2 7 ページをご覧ください。 ローマ数字の I 「農業委員会の状況」ですが、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。

1 番、農業委員会の現在の体制及び、2 番、農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりです。

28 ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標の 1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、①現状及び課題の表をご覧ください。

管内の農地面積(A) 806ha に対し、担い手等への集積面積は、222ha となり、集積率は27.5%となっております。

次に、②目標、の表をご覧ください。

まず農地の集積の目標年度ですが、県の農業振興地域整備基本方針に合わせて、令和11年度を目標年度とし、集積率は、局長通知により、80%を目指すこととされております。

中段の新規集積面積は、85ha となっておりますが、これは80%の目標達成のために、1年間で新たに集積が必要な面積です。

次に、(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題ですが、令和6年度末時点の遊休農地面積は、172ha となっており、うち緑区分は、103ha、黄色区分は、69ha でした。

②の目標の、アの a 緑区分の遊休農地の解消、につきましては、令和3年度が基準年度となっており、表の2段目、解消目標面積は、25.2ヘクタールとなっています。

同じく b 黄色区分の遊休農地の解消については、関係機関と協議のうえ解消を図るとしています。

なお、イ新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は全て解消するようになっており、その数値は、17.7ヘクタールとなっております。

続いて、29 ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進 ①現状及び課題につきましては、水俣芦北地域1市2町及び県等とプロジェクトチームを作り、新規就農者の相談会等に取り組んでいることで、記載のとおり数の参入者となっております。

②の目標につきましては、表の2段目、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、2.2ヘクタールとなっています。

次に、2最適化活動の活動目標(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてですが、一人当たりの活動日数は、前年度までは、月10日でしたが、今年度も月10日としています。

前年度の実績は、皆様の平均で、月6.2日でしたので、今年度は、より細かく記録を取っていただきたいと思います。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標と、(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、記載のとおりで、前年度と同じ内容となっています。

30 ページから35 ページは、昨年度の実績でございますが、個別の説明は割愛させていただきますが、一点、34 ページをご覧ください。

一番最後の推進委員等の点検、評価結果につきましては、各委員個人の、農地集積、遊休農地解消、新規参入のための所有者等から同意を得た面積の達成状況に応じた点数と、月の活動平均に応じた

	点数を合計した点数により、評語が決定されるもので、実績として公表されることとなっておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。 以上、目標等につきまして説明申し上げます。 なお、この目標等につきましては、事前に熊本県農業会議に確認を行っていただいたうえで、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表することとされておりますので、今後、ホームページでの公表を行う予定でございますので、申し添えます。 つきましては、御審議、御承認の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第81号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、は本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第81号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、は本案のとおり決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第25回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員